



Kasugai

ASEAN市場の状況 保稅の取り組み

春日井製菓販売株式会社

営業本部海外事業課

井上由香

Company History

- 1928 春日井商店 設立
- 1948 春日井製菓株式会社 設立
- 1950 ゼリービーンズ ちゃいなマーブル 生産開始
- 1951 豆菓子 生産開始
- 1956 キャンディ 生産開始
- 1979 ラムネ 生産開始
- 1990 グミ 生産開始
- 2010 全社ISO 9001 認証取得
- 2013 全工場 FSSC 22000 認証取得
- 2028 創立100周年



Our Products

キャン
ディ



豆菓子



その他



春日井製菓の輸出

30年以上前から輸出を開始
13年前より専門部署を立ち上げ活動
現在海外事業課に5名が在籍

◆ 輸出先国



東南アジアでの売れ筋商品

タイ

ベトナム

マレーシア

シンガポール



◆英文裏面

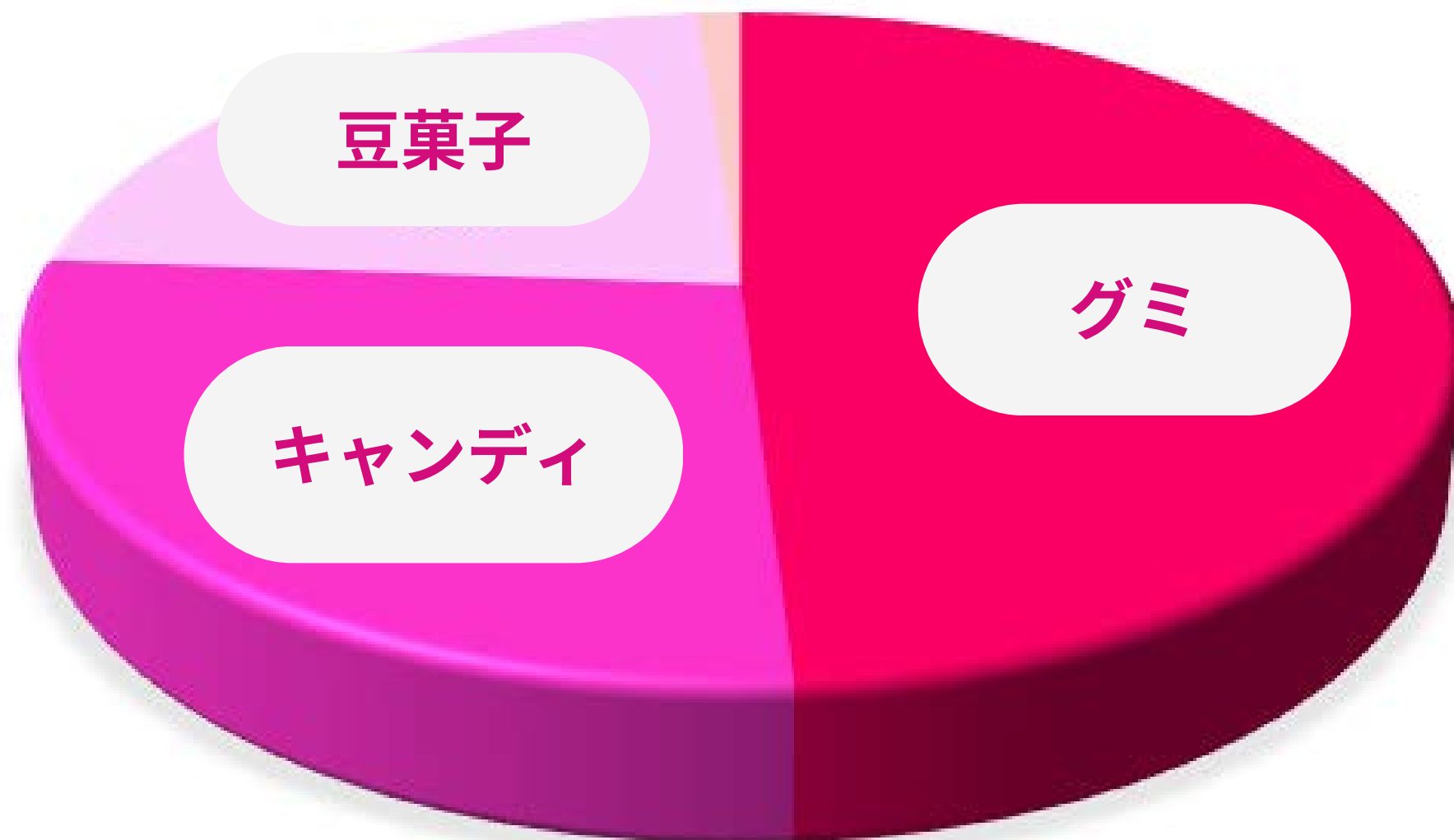
他の地域に比べて国内品（裏面日本語商品）の割合が高いのが特徴

→日本語の多い商品を好む

→裏面も和文であることで日本からの輸入品であることが明確

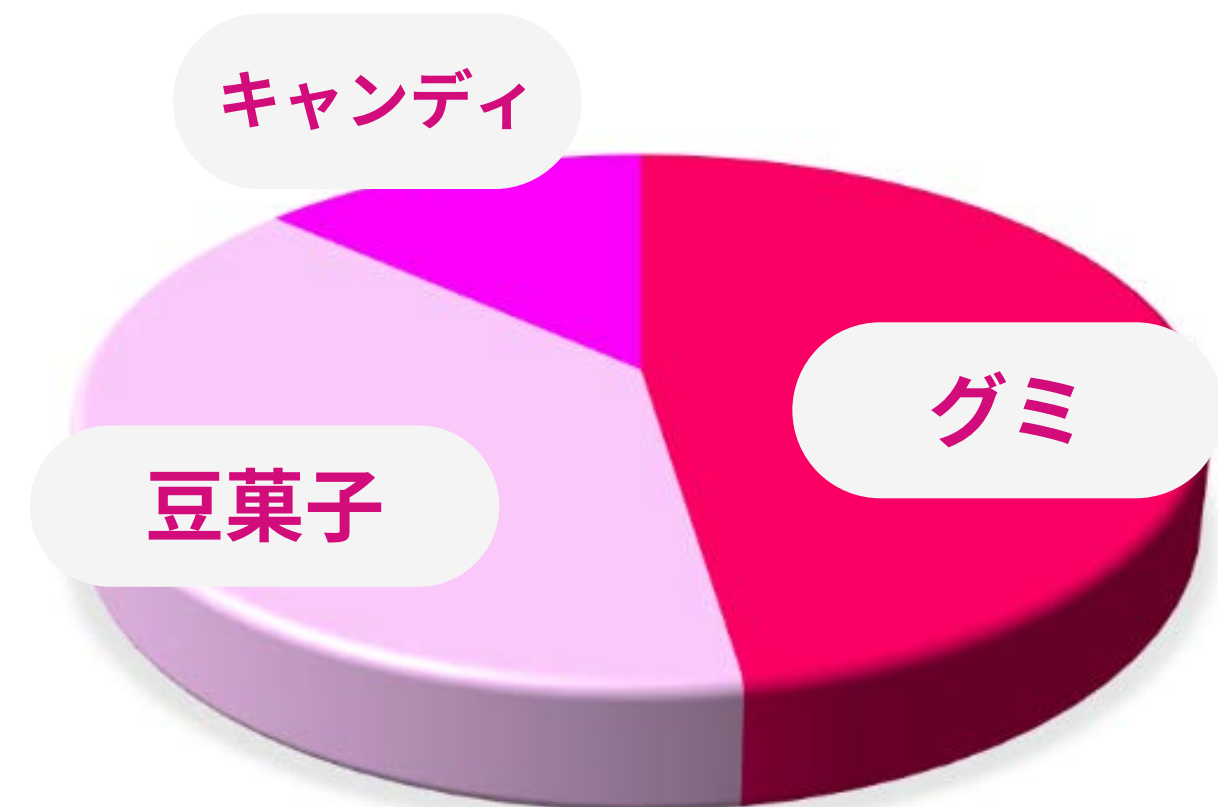
春日井製菓の輸出シェア 2023

全世界



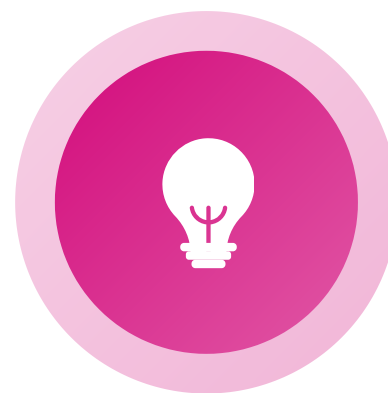
東南アジア

気温・湿度が高いエリアが多い
安価な現地生産品が多数
→キャンディが少なめ

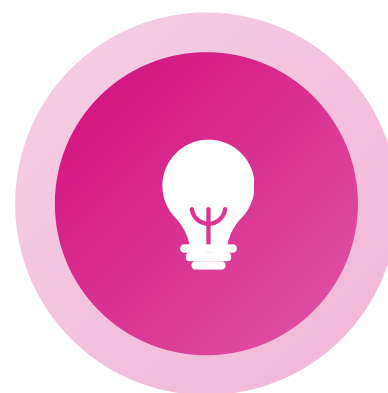


輸出拡大のための
取り組み

保税



保税
= 税を留保する



外国貨物：
輸入手続き未済の状態
= 税金の支払いをしていない

保税制度

海外

原料糖



※粗糖には関税はかからず
調整金のみかかります

調整金 支払なし



輸入

日本



外国貨物

加工

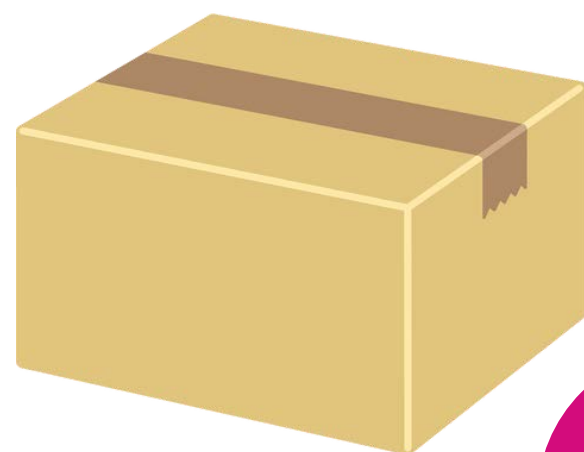


関税等 支払

輸出



調整金を支払っていない
原料の積戻し



外国貨物



保税地域

関税の支払いを留保した状態で
下記作業が許可されている場所

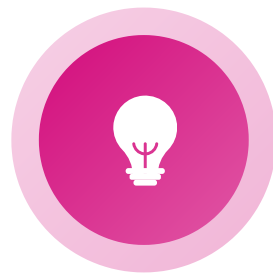
積戻し (RE-SHIP)

運搬

蔵置

加工・製造

展示



保税工場として申請、
税関より許可を受ける

国内販売品とともに輸出品の
加工・製造が可能

外国貨物のまま加工され、製造した製品が
確実に海外に再輸出されることが必要

保税非違 関係法上の保税制度に背くこと

搬入停止・許可取り消し、保税作業停止などの処分につながらないために

下記の場合は税関への申告が必要

- ◆ 保税品の配合を変更する場合
- ◆ 保税品に使用している原料を変更する場合
- ◆ 保税地域内で機械の入れ替えをする場合
- ◆ 保税地域内で工事を行う場合
- ◆ 保税品の規格を変更する場合
(内容量、包材の重さ、価格など)



Kasugai

ご清聴ありがとうございました



おいしくて、安心して多くの人々に
愛され続けるお菓子作り

